

タクシー事業を巡る諸問題に関する見解

平成 20 年 7 月 31 日

規制改革会議

タクシー事業を巡る諸問題については、国土交通省交通政策審議会における「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）において、平成 20 年 7 月 3 日に「タクシー問題についての現時点での考え方」（以下「現時点での考え方」という。）として国土交通省の考え方が公表され、今後 WG において、年末に最終答申をまとめた上で、必要な場合には道路運送法改正等の措置を講じる予定とされている。また、来年度の道路運送法改正前の駆け込み増車を抑制する観点から、平成 20 年 7 月 11 日に通達の改正が行われたところである。

「現時点での考え方」は、タクシー事業における参入・増車要件の引き上げ等、規制緩和の流れに逆行する内容を含んでいる。当会議としては、タクシー事業を巡る諸問題の解決にこうした規制強化はこれまでの規制緩和によってもたらされた消費者利益を害する恐れがあると考えことから、当会議としての見解を下記の通り示すものである。

記

1. タクシー事業については、平成 14 年 2 月に改正道路運送法が施行され、需給調整規制の廃止を柱とする規制緩和が行われた結果、新たな雇用を創出するとともに、待ち時間の短縮や多様な運賃・サービスの導入等、消費者利益の向上に貢献してきたというプラスの側面を忘れてはならない。
2. タクシー車両が増加したことに伴い、タクシー運転者の待遇が悪化し、過労運転による安全性・サービスの質の低下等を招いているとの指摘もあるが、統計データを見る限り、その根拠は薄弱である。賃金の減少や事故率の上昇傾向は、規制緩和と必ずしもリンクしておらず、特に法改正のなされた平成 14 年以降では、賃金の減少と事故率の上昇傾向は緩やかか、横ばい傾向にあることを踏まえれば、参入・増車抑制によりこれらを改善しようとの考え方には疑問があるといわざるを得ない。事故への対応は、台数規制ではなく、悪質な事故を発生させた運転手や会社に対する行為規制で対応すべきである。タクシー運転手の労働条件改善は基本的にはタクシー事業者の経営課題として、また、より広い社会政策を通じて実現されるべきものである。

3. 規制緩和により顧客獲得を進め経営改善を実現したタクシー事業者の実例もある。参入・増車抑制は、経営努力をしてこなかった事業者を利する一方で、優れた事業者の創意工夫を不当に制約する恐れがある。したがって、今後、タクシー事業者の経営の実態（厳しい経営環境の中で、需要喚起策等を考える体質の有無等）について調査・把握した上で、タクシー事業として特段にそれが必要であるならば運転手の適正な労働条件の確保につながる施策を含めて、積極的な経営改善を導く規制の枠組みの在り方について、検討を行うべきである。
4. タクシー運賃に関する規制緩和が、多様な運賃・サービス等、消費者利益の向上につながった面がある点を踏まえ、タクシー事業に関する一層の規制緩和を検討・推進すべきである。

なお、当会議としては、平成20年7月11日の通達のような監視対象領域を大幅に拡大する規制が法令によることなく、また審議会等での審議を経ることもなく、一府省内の手続きによって発出されたことは、極めて不適切で速やかに見直されるべきと考えており、またタクシー事業分野に限らず、通達等の形で規制の導入・強化等が可能となっている現状は根本的に改められるべきと考えている。

また、本件に関し、影響の事前評価（消費者の利益が損なわれることがないのか、所要の体制を整えた新規参入等が抑制されることがないのか等）が十分に実施されたのかという点についても疑義がある。今後、規制事前評価の仕組みを検討する過程で、改めて評価制度のあり方についても提言していく。

さらには、今回のタクシー事業における再規制が他分野に波及する可能性についても重大な懸念を持っており、当会議として状況を注視し、必要に応じ行動していく所存である。

以 上